

令和3年第10回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年1月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分から午後2時8分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
	3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
	5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
	7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
	9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君		13番	石 田 力 司 君
職務代理	14番	日 並 洋 君	振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君
	16番	佃 徹 君		17番	田 村 秀 司 君
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和3年第10回 美幌町農業委員会総会
令和3年1月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第17号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 | 報告第18号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について |
| 日程第7 | 議案第41号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第8 | 議案第42号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第9 | 議案第43号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第44号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第45号 | 現況証明願について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第10回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号1番日並一三委員、同じく議席番号2番齋藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件となっております。朗読にきましては省略させていただきます。なお、議席番号11番重清委員、同じく議席番号18番木村委員は本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
会 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第17号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの1法人でございます。 【議案書に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第17号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。</p> <p>内容番号1号。</p>
総務担当	<p>これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積計画について真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができることから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。</p> <p>内容番号1号についてご説明致します。令和元年8月27日付 美幌町告示第58号により決定された農用地利用集積計画について令和2年12月25日に変更協議が整ったものでございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更理由は分筆登記により賃貸面積の変更のためで詳細につきましては、まず、変更前の土地所在地のとおり5筆とも内地番で当初設定しており、そのうち、上の3筆について〇〇さんが宅地と畑を分ける分筆登記をなさいました。それにより、賃貸面積が合計〇〇㎡から〇〇㎡に変わり、〇〇㎡の増となります。ただし、あくまで公簿面積の変更であり、耕作面積自体に変更はないため賃貸借料については変更なしとなっております。以上よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は承認することに致します。</p> <p>報告第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第41号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号22号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号22号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成23年3月31日から令和3年3月31日の10年間、合意解約年月日は令和3年1月6日、土地引渡日は令和3年1月6日でございます。以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。</p> <p>内容番号23号。</p>

総務担当主査	<p>内容番号23号についてご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は平成30年4月23日から令和5年4月30日の5年間、合意解約年月日は令和3年1月6日、土地引渡日は令和3年1月6日でございます。</p> <p>以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。</p> <p>議案第41号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号60号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は10件で内容につきましては農業公社への売渡が6件、公社からの貸付が3件、再貸付が1件となっております。</p> <p>それでは内容番号60号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先の議案第41号 内容番号22号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月18日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりよろしくお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号60号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが所有している農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号60号は適当と認めます。</p> <p>内容番号61号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号61号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は先の議案第41号 内容番号23号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。</p> <p>所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売買価格は議案</p>

記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月18日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14番

内容番号61号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号61号は適当と認めます。
内容番号62号。

総務担当主査

内容番号62号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は離農を伴う農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月18日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14番

内容番号62号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになり、所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。
内容番号63号。

総務担当

内容番号63号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17番

内容番号63号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇の農家である〇〇さんが所有している離れ地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっております

ますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号63号は適当と認めます。
内容番号64号。

総務担当

内容番号64号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号64号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇の農家である〇〇さんが所有している離れ地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地も〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。

内容番号65号。なお、内容番号65号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

内容番号65号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は離れ地処分に伴う農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年1月26日、代金の支払期限は令和3年3月12日、利用調整日は令和3年1月18日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号65号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有している離れ地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。</p> <p>(○○委員 入席)</p>
議 長	<p>内容番号66号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号66号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。</p> <p>利用権の設定をする者は○○の○○さん、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年1月26日から令和8年1月31日までの5年間、利用調整日は令和2年12月8日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号66号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、面積、賃貸期間については現在と同じ条件で了承されましたが、貸手の○○さんから賃貸料を反当たり○○千円から○○千円にしてほしいとの意向があり、○○さんに伝えたところ承諾されました。○○さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願います。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号66号は適当と認めます。</p> <p>内容番号67号。なお、内容番号67号につきましても○○委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
総務担当	<p>内容番号67号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年1月26日から令和7年11月25日までの5年間、利用調整日は令和3年1月12日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
4 番	<p>内容番号67号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は昨年11月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。○○さんは小麦と甜菜、金時、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号67号は適当と認めます。</p> <p>(○○委員 入席)</p>
議 長	<p>内容番号68号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号68号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○、面積は○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年1月26日から令和7年1月25日までの5年間、利用調整日は令和3年1月12日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
13 番	<p>内容番号68号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は昨年11月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。○○さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号68号は適当と認めます。</p> <p>内容番号69号。なお、内容番号69号につきましては○○委員の配偶者が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
総務担当主査	<p>内容番号69号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年1月26日から令和7年1月25日までの5年間、利用調整日は令和3年1月12日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号69号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は昨年11月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが農業公社貸付事業で5年間借り受けるものです。○○さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号69号は適当と認めます。</p>

	(○○委員 入席)
議 長	議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号29号。
総務担当主査	内容番号29号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は町有地の売買案件でございます。譲渡人は美幌町長平野浩司、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番他計○○筆、面積は合計○○㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
16 番	内容番号29号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は○○さんの圃場内にある町有地を売買するものです。○○さんは家族2人で玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月12日、齋藤委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号2号から3号は関連がございますので一括上程致します。
総務担当	内容番号2号から3号について一括ご説明致します。参考資料は16ページと17ページをご覧ください。本件は○○の○○が○○の自己所有地、元○○跡地で平成28年に競売で取得しておりましたがそこにトラクターミナルを整備するため、その隣接する農地について農地法第5条による農地転用を行うものでございます。 議案の説明に入ります。譲受人は○○の○○さん、農地区分は第3種農地で都市計画区域内で転用目的はトラクターミナル整備でございます。転用計画の概要ですが工期は許可後から本年9月17日までを予定とし、土地造成と建築物として事務所や倉庫を整備する計画で事業面積は○○㎡でございます。内容番号2号についてご説明致します。譲渡人は○○の○○さん、土地の所在地は○○番○○、面積は○○㎡で、転用面積も同じく○○㎡でございます。内容番号3号についてご説明致します。譲渡人は○○の○○さん、土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡で、転用面積も同じく○○㎡でございます。参考資料の17ページをご覧ください。整備計画の概要図を掲載しましたが、太枠で囲った部分が農地転用箇所となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
4 番	内容番号2号と3号につきましては只今事務局説明のとおりです。

	<p>この案件は〇〇さんと〇〇さんの農地を〇〇に売買し、自己所有の敷地を含めてトラックターミナルを整備するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所であることや自己所有地の隣接地を選定しており、やむを得ないものであると12月15日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号2号から3号は適当と認めます。 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第45号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号13号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号13号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 番	<p>内容番号13号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は区画整理がされた住宅街の〇〇団地の中にあり、建築物はありませんが雑種地となっているため、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月22日、安藤委員、木村委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。 議案第45号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第10回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>(ブザー)</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後2時8分